

平成22年（行ウ）第2号  
原告 奥村悦夫 外6名  
被告 今治市 外5名

## 準備書面（26）

2011年 10月 20日

松山地方裁判所 御中

### 被告準備書面(2)への反論

採択権限が教育委員会にあると明記する法令は存在せず、  
子どもたちが使用する教科書を選定・採択する際には、  
教育条理からも教員らの評価を無視してはならないこと

#### 1. 採択権限が教育委員会にあると明記する法令は存在せず

採択権限が教育委員会にあると明記する法令は存在せず、子どもたちが使用する教科書を選定・採択する際には、教育条理からも教員らの評価を無視してはならないことなどなど縷々述べてきたとおりである。

なお、採択権限の所在がどこにあるのかを判断するための関係根拠法を文科省は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条6項及び教科書の発行に関する臨時措置法第7条としている。被告も被告準備書面（1）及び同（2）において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条6項とし、証拠乙4号証及び同11号証において、1960（昭和35）年5月11日の委初第109号高知県教育委員会教育長あて文部省初等中等教育局長回答を引用しているが、この回答はすでに賞味期限済みである。

なぜなら、同回答後の、1966年に、パリのユネスコ本部で開かれたILO特別政府間会議で、ILO・ユネスコ共同による「教員の地位に関する勧告」が採択され、日本も批准済みである。この「教員の地位に関する勧告」の前文は、次のとおりである。

教員の地位に関する特別政府間会議は、教育をうける権利が基本的人権の一つであることを想起し、世界人権宣言の第二十六条、児童の権利宣言の第五原則、第七原則および第十原則 および諸国民間の平和、相互の尊重と理解の精神を青少年の間に普及することに関する国連宣言を達成するうえで、すべての者に適正な教育を与えることが国家の責任であることを自覚し、不断の道徳的・文化的進歩および経済的社会的発展に本質的な寄与をなすものとして、役立てうるすべての能力と知性を十分に活用するために、普通教育、技術教育および職業教育をより広範に普及させる必要を認め、教育の進歩における教員の不可欠な役割、ならびに人間の開発および現代社会の発展への彼らの貢献の重要性を認識し、教員がこの役割にふさわしい地位を享受することを保障することに関心を持ち、異なった国々における教育のパターンおよび編成を決定する法令および慣習が非常に多岐にわたっている事を考慮し、かつ、それぞれの国で教育職員に適用される措置が、とくに公務に関する規制が教員にも適用されるかどうかによって、非常に異なった種類のもが多く存在すること を考慮に入れ、これらの相違にも関わらず教員の地位に関してすべての国々で同じような問題が起こっており、かつ、これらの問題が、今回の勧告の作成の目的であるところの、一連の共通基準および措置の適用を必要としていることを確信し、教員に適用される現行国際諸条約、とくにILO総会で採択された結社の自由及び団結権保護条約（1948年）、団結権及び団体交渉権条約（1949年）、同一報酬条約（1951年）、差別待遇（雇用及び職業）条約（1958年）、および、ユネスコ総会で採択された教育における差別待遇防止条約（1960年）等の基本的人権に関する諸条項に注目し、また、ユネスコおよび国際教育局が合同で召集した国際公教育会議で採択された初中等学校教員の養成と地位の諸側面に関する諸勧告、およびユネスコ総会で、1962年に採択された技術・職業教育に関する勧告にも注目し、教員にとくに関連する諸問題に関した諸規定によって現行諸基準を補足し、また、教員不足の問題を解決したいとねがい、以下の勧告を採択した。

（「教育条約集」永井憲一監修・国際教育法研究会編）三省堂）

そして、同「勧告」の61項で、「教育職は専門職としての職務の遂行にあたって学問上の自由を享受すべきである。教員は生徒に最も適した教材および方法を判断するための格別の資格を認められたものであるから、承認された計画の枠内で、教育当局の援助を受けて教材の選択と採用、教科書の選択、教育方法の採用などについて不可欠な役割を与えられるべきである。」（「教育条約集」永井憲一監修・国際教育法研究会編）三省堂）とある。

なお、その後、1984年と1994年にも見直しがされましたが、教育職

にとって非常に重要なものであるとして「勧告」の改正を行うべきでないとの再確認され、現在の課題は、その内容をより普及することにあるとしている。国際機関による「条約」や「勧告」は、単なる「お題目や参考事項」ではなく国内政策上の具体的「ガイドライン」であり、批准国はこれに沿って国内法の整備に努力することが義務づけられている。

また、浪本勝年立正大学教授（日本教育政策学会元会長）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条6項について、次のように指摘をメールで発信している。

文部省（現文部科学省）の幹部は、「教科書その他の教材の取扱いに関すること。」について、「お粗末な解釈」をすることを戒めています。ここでは、そういう事実のみ紹介します。

標記条文を解釈する際には、単にこの条文の文字ずらだけを読んで解釈するのではなく、日本国憲法、国際教育関係法、教育基本法等々の教育関連法令の全体をも考慮して考えなければならない、と思います。

今村武俊（当時、文部省社会教育局審議官）・別府哲（当時、文部省初等中等教育局地方課長）共著『学校教育法解説（初等中等教育編）』（1968年、第一法規）を紐解くと次のような主張に出くわします。

「この点に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の解釈の態度が問題となる。同条は、公立学校については『学校管理機関』たる教育委員会の職務権限事項を列挙したにすぎず、職務権限の行使のしかた、あるいはその限度を定めたものではない。その証拠には、同条各号は、すべて『〇〇に関すること』という表現になっている。それらの事項について、教育委員会がいかなる程度の管理権を有しているかは、教育法令その他の法令の規定に照らし、また、学校管理機関と教育機関との基本的なあり方に照らして慎重に判断されなければならない。同条中に『教科書その他の教材の取扱いに関すること。』という規定があるというだけで、教育委員会が教材の取扱いに関するいっさいの権限を有すると解するがごときは、お粗末な解釈というべきである。教育委員会は、決して『教育機関』にはなりえないのであるから、つねに学校管理機関の立場においてという条件がかかっていることを忘れてはならない。」（P. 164）

## 結語

採択権限に関する詳細は、原告準備書面（１）などで縷々述べたとおりである。なお、これらのまとめた証拠は、証拠甲５９号証（『最良の「教科書」を求めて』つなん出版）のとおりである。つまり、被告らの採択権限の主張は、被告らの単なる願望から派生した勝手な法律の規定を曲解に過ぎず、証拠も正味期限が過ぎており、失当である。

以上

## 添付資料

1	証拠甲５９号証 最良の「教科書」を求めて	各１通
2	証拠説明書	各１通